

令和4年11月29日

厚生労働省
健康局長 佐原 康之 殿

予防接種推進専門協議会

委員長 岩田 敏



参加学術団体(23 団体)：

(公社) 日本小児科学会	(公社) 日本小児保健協会	
(公社) 日本産科婦人科学会	(公社) 日本小児科医会	
(公社) 日本産婦人科医会	(公社) 日本婦人科腫瘍学会	
(一社) 日本感染症学会	(一社) 日本保育保健協議会	
(一社) 日本呼吸器学会	(一社) 日本環境感染学会	
(一社) 日本渡航医学会	(一社) 日本耳鼻咽喉科学会	
(一社) 日本プライマリ・ケア連合学会	(一社) 日本老年医学会	
(一社) 日本小児期外科系関連学会協議会	(一社) 日本性感染症学会	
(一社) 日本女性医学学会	(一社) 日本臨床内科医会	
日本ウイルス学会	日本ワクチン学会	日本細菌学会
日本臨床ウイルス学会	日本嫌気性菌感染症学会	(順不同)

新型コロナワクチンと他のワクチンとの接種間隔に関する要望

2022/23 シーズンは、インフルエンザと新型コロナウイルス感染症の同時流行の懸念等から、両疾患に対するワクチン接種間隔については、同時接種が可能となり、接種間隔の規定がなくなることにより、接種スケジュールが非常に立てやすくなりましたことを、評価いたします。

一方新型コロナワクチンとインフルエンザワクチン以外のワクチンの接種間隔については「原則として13日以上の間隔」をあけることが規定されたままです。

限られた期間に新型コロナワクチンと他のワクチン双方を接種せねばならない環境は、種々存在します。しかし自治体によっては「13日以上の間隔」を逸脱した接種においては、「間違い接種」と判断する場合も十分考えられます。

これらワクチンの迅速かつ適切な接種を実現するためには、「原則として13日の間隔」の規定を、被接種者の体調に十分な注意を払いつつ、その緊急性に即して担当医の裁量により他のワクチンとの接種間隔を短縮できることを明示していただくことが必要です。海外諸国においても、必要と考えられるワクチンについてはそのように運用している国が多い状況と理解しています。

担当医の裁量により他のワクチンとの接種間隔の短縮を考慮する例として、

1. 多くの定期接種ワクチンや任意接種ワクチンの接種が必要で、事実日常的に接種がなされている乳幼児期、学童期の小児。
2. 海外渡航を計画し、短期間に渡航ワクチンを含め複数のワクチン接種が必要な小児や成人。
3. 医療関係者等の感染予防上の事前対策として短期間に複数ワクチン接種が必要な環境への入職や勤務の対象者。

等が考えられます。

上記のごとく、新型コロナワクチンと他のワクチンとの接種間隔においては、インフルエンザワクチン以外にも接種間隔に配慮すべきワクチンは多く存在します。

よって、これらワクチンの迅速かつ適切な接種を実施するためには、「原則として 13 日の間隔」の規定を、その緊急性に即して担当医の裁量により接種間隔を短縮できることを明示していただくことを強く要望いたします。